

行政手続の簡素化および行政手続のデジタル化の推進のための押印見直しについて（概要）

■趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現には、**書面主義、押印原則、対面主義からの決別**が喫緊の課題となっている。このことから本市においても、行政手続の簡素化および、行政手続のデジタル化の推進による、**申請者の負担軽減**の実現に向けた取組の**第一段階**として、**各種手続等における押印の見直し**を実施するもの。

■見直し対象

市民、法人等に対して下記、①～③を求める手続

※ ④**公印**は、見直しを行わないが、調査の**報告対象**とする。

種類	方向性
① 認 印	原則、廃止
② 登記印・登録印 (印鑑証明の提出を求めない)	廃止の可否を検討
③ 登記印・登録印+印鑑証明	廃止の可否を検討
④ 公 印	継 続

■廃止除外項目

以下①～⑤に該当するものは、廃止対象外とする。

- ①地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書
 - ・ 協議書、覚書などで双方が記名押印を行うものを含む。
 - ・ 契約書に基づく委任状、請求書、領収書等を含む。
- ②競争入札参加者に対して、登録印の押印を義務付けている入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの
- ③国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの
 - ・ 本市以外の組織・団体から押印が義務付けられるものを含む。
- ④第三者へ提出し手続を行う上で、押印が求められているもの
- ⑤個人、法人等から提出される申請書等のうち、支出の根拠となるもの

■押印見直しの進め方

国、先進自治体での事例を参考に以下のとおり、押印の見直しを進める。

